

広島県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十一年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市西城町小鳥原字小坪五〇九四の五一・五〇九四の五三・五〇九四の五四・五〇九五の九・五〇九五の一三・五〇九五の一四・五〇九五の一九・五〇九六の二一・五〇九六の二六から五〇九六の二八まで（以上一一筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため